

吸收分割に関する事後開示書面

(簡易吸收分割／略式吸收分割)

2020年1月1日

株式会社すかいらーくホールディングス
ニラックス株式会社

2020年1月1日

株式会社すかいらーくホールディングス
代表取締役 谷 真

ニラックス株式会社
代表取締役 岩井 繁明

会社分割（吸収分割）に係る事後開示書面

（吸収分割株式会社／会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面）

（吸収分割承継株式会社／会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面）

株式会社すかいらーくホールディングス（以下「すかいらーくホールディングス」といいます。）及びニラックス株式会社（以下「ニラックス」といいます。）は、2019年11月14日、すかいらーくホールディングス及びニラックスの各取締役会決議を経て、ニラックスを吸収分割株式会社、すかいらーくホールディングスを吸収分割承継株式会社とする会社分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結し、2020年1月1日付で、本件分割を実施いたしました。本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割株式会社であるニラックスにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割、吸収分割承継株式会社であるすかいらーくホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

第1 吸収分割が効力を生じた日

2020年1月1日

第2 吸収分割株式会社であるニラックスにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1)会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（差止請求手続）

ニラックスの株主はすかいらーくホールディングスのみであるため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

(2)会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

ニラックスの唯一の株主であるすかいらーくホールディングスは、ニラックスの特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3)会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

ニラックスは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

ニラックスは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、2019 年 11 月 15 日付の官報及び電子公告により、ニラックスの債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

第 3 吸収分割承継株式会社であるすかいらーくホールディングスにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（差止請求手続）

本件分割は簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定によるすかいらーくホールディングスの株主による差止請求は認められておりません。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

すかいらーくホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、同法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

すかいらーくホールディングスは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2019 年 11 月 15 日付の官報及び電子公告により、すかいらーくホールディングスの債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

第 4 吸収分割によりすかいらーくホールディングスがニラックスから承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

すかいらーくホールディングスは、本件分割の効力発生日である 2020 年 1 月 1 日をもって、ニラックスから、本件吸収分割契約の定めに従い、同社の「むさしの森珈琲」及び「La Ohana」事業に係る権利義務の一部を承継いたしました。

第5 吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2020年1月8日（予定）

第6 その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

ニラックスは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第2条に基づき、2019年11月14日付で、労働者及び労働組合に対して本件分割に係る通知を行いましたが、異議を申し出た労働者はおりませんでした。

以上